

(案)

原子力規制検査における規制対応措置ガイド

(GI0004\_r0)

—目次—

1. 目的
2. 適用範囲
3. 規制対応措置プロセス
  - 3.1 事案に対する規制対応措置のスクリーニング
  - 3.2 事案の深刻度の評価
  - 3.3 規制対応措置の立案
4. 規制対応措置後の検査による対応状況等の確認

## 1. 目的

本ガイドは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下「法」という。）第61条の2の2第1項の規定による原子力規制検査、原子力規制検査に関連して実施する法第67条の規定による報告徴収及び原子力規制検査に関連して実施する法第68条の規定による立入検査（以下「検査等」という。）の結果に基づき実施する法第61条の2の2第10項の規定を踏まえて実施する措置（以下「規制対応措置」という。）について定めたものである。また、法令違反が特定された検査指摘事項等について、意図的な不正行為の有無を踏まえて、原子力安全への実影響の有無及び原子力規制委員会の規制活動への影響の有無、原子力規制庁において検査指摘事項等の深刻度を評価し安全重要度及び深刻度を踏まえた規制対応措置を立案するための基本的な考え方及びプロセスを示したものである。

法令に基づき命令や行政指導等の規制対応措置は原子力規制委員会において決定されるものであり、原子力規制庁は本ガイドを適用して検査指摘事項等の深刻度の評価及び規制対応措置を立案することにより、この決定に資する。法令違反等の特定から規制対応措置の決定に至るまでのプロセスの明確化により、被規制者が法令遵守の重要性を認識し、違反に対する是正処置を迅速かつ適切に実施することが期待される。

## 2. 適用範囲

本ガイドは、法第57条の8で定義されている原子力事業者等（※1）及び核原料物質を使用する者（※2）（以下単に「事業者」という。）を対象とする。

- ※1 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。）
- ※2 製錬事業者が製錬の事業の用に供する場合や施行令第44条で定める限度を超えない場合を除く核原料物質を使用する者であり、具体的には法第57条の7第1項の規定による届出をした者及び法第61条の3第1項の許可を受けて核原料物質を使用する者が該当する。以下「核原料物質使用者」という。

### 3. 規制対応措置プロセス

規制対応措置の検討プロセスは、以下のステップで行う。

- ①事案に対する規制対応措置のスクリーニング  
(規制対応措置の要否を検討すべき事案の特定)
- ②事案の深刻度の評価
- ③規制対応措置の立案、決定及び事業者への通知

#### 3.1 事案に対する規制対応措置のスクリーニング

原子力規制検査において検査指摘事項等を抽出した場合、原子力検査官は、安全重要度評価と並行して、以下の①～④の視点で情報収集等を行い、これらの視点で問題の有無を確認する。当該事項に対する重要度評価の結果も踏まえて、①～④のいずれかの視点において問題が確認された場合には、原子力検査官は、その旨を原子力規制庁の担当部門に連絡し、当該部門において3.2の規制対応措置を立案する。

また、当該気付き事項又は事業者からの申告等を通じて、関連法令等における違反が特定された場合も同様に規制対応措置を求めるものとする。

なお、検査指摘事項の安全重要度評価において、緑を超える結果となっているものについては、法令違反の可能性が高いことが予想される。

#### 【規制対応措置のスクリーニング基準】

- ①法令違反があったか。
- ②原子力規制委員会の規制活動に影響を及ぼすものか。
- ③原子力安全に実質的な影響があったか。
- ④意図的な不正行為によるものか。

#### 3.2 事案の深刻度の評価

3.1にて問題が確認された検査指摘事項等については、担当部門が検査評価室と協力して本ガイドに沿って深刻度を評価する。重要度評価・規制対応措置会合（SERP）で評価することもできる。なお、特定された事案の多くはパフォーマンスの劣化を伴うものと考えられ、その場合には「安全重要度評価プロセスに関するガイド」に沿って安全重要度評価が行われることとなり、深刻度レベルの判断にあたっては、その安全重要度評価の結果を参考にする。

#### (1) 特定された事案の具体的な評価

検査指摘事項等の深刻度を評価する際には、以下の3つの視点により総合的に判定する。

- a. 原子力安全に実質的な影響を及ぼすものであったか

原子力規制検査における指摘事項及び法令等の違反により原子力安全に影響を及ぼす結果があったかの検討を行う。

○原子力施設の安全性

- ・ 検査指摘事項等が是正されるまでの間、担保されるべき安全機能の喪失に至った場合又は担保するべき安全機能に影響を及ぼした場合
- ・ 担保するべき安全機能の健全性を担保できなかった場合 等

○放射線被ばく、環境中への影響の有無

- ・ 放射性廃棄物の放出が法令で定めた限度値を超えた場合
- ・ 放射線業務従事者の実効線量又は等価線量が法令で定める限度値を超えた場合 等

○品質マネジメントシステムの劣化

- ・ 品質マネジメントシステムが機能していないことにより原子力安全に影響を及ぼしたと判断される場合
- ・ 品質マネジメントシステムの欠陥に係る保安規定の不履行により原子力安全に影響を及ぼしたと判断される場合 等

b. 原子力規制委員会の規制活動に対する影響を与えたか

原子力規制検査の実施に必要な情報を提供しない、必要な設置変更許可又は工事計画認可等の申請を行わない、法令等に基づく報告や記録保存に重大な誤りがある等、原子力規制委員会の規制活動に影響を及ぼすと考えられるか否かについて検討を行う。

c. 意図的な不正行為があったか

原子力規制委員会の監視活動は、許認可された内容や技術基準適合性の根拠等が率直かつ正確に情報提供されるという前提に基づいているものであるため、情報の隠ぺい、虚偽報告など意図的な不正行為を含む法令違反である場合には、意図的な不正行為を行ったこと自体問題であるかであり、より強力な規制対応措置を講ずる必要がある。そのため、違反が意図的又は意図的に不適切な行為が含まれているかを検討する。

意図的な行為又は違反には、例えば法令の故意の違反及び情報や記録の改ざん等が含まれる。

(2) 違反の深刻度レベル

規制対応措置のプロセスにおいては、原子力規制検査において特定された検

査指摘事項等に対し、4段階の深刻度レベル（Severity Level 略称：SL）により評価を行う。ただし、パフォーマンスの劣化を伴う検査指摘事項等については、「原子力規制検査における個別事項の安全重要度評価プロセスに関するガイド」に基づいた安全重要度評価プロセスにより評価が行われ、その安全重要度評価の結果を参考に深刻度レベルを判断する。

なお、一般的には安全重要度評価の結果と深刻度レベルには相関性がある。具体的には、例えば実用発電用原子炉施設の場合、重要度「緑」の深刻度レベルはSL IVに相当すると考えられるが、安全重要度評価で考慮されない(1)②及び③の視点での評価により、深刻度レベルが変わることはあり得る。

- a. SL I は、原子力安全上重大な事態をもたらしたものの、又はそうした事態になり得たものに適用する。
- b. SL II は、原子力安全上重要な事態をもたらしたものの、又はそうした事態になり得たものに適用する。
- c. SL III は、原子力安全に一定の影響を有する事態をもたらしたものの、又はそうした事態になり得たものに適用する。
- d. SLIV は、原子力安全上の影響が限定的であるものの、又はそうした状況になり得たものに適用する。
- e. 軽微は、原子力安全上の影響が極めて限定的なもの、又はそうした状況になり得たものに適用する。

### 3.3 規制対応措置の立案

規制対応措置の程度については、深刻度レベルによるものとし、基本的には以下のとおりとする。

#### (1) 軽微

深刻度レベルに基づく規制対応措置は不要であり、原子力規制検査の検査報告書にも記載しない。なお、当然ながら事業者により是正されなければならない。

#### (2) SLIV

以下の全てを満たしている SLIVについては、規制対応措置は不要とする。このため、原子力規制委員会への報告は四半期ごとの原子力規制検査の結果報告の際に合わせて行う。これ以外の SLIVについては(3)の対応を行う。なお、当然ながら

事業者により是正されなければならない。

- a. 既に、再発防止のため改善活動（CAP）など適切な是正が行われている。
- b. 当該検査指摘事項等が特定された後で速やかに法令要求等を満足する状態に回復している又はその見込みがある。
- c. 当該検査指摘事項等が不適切な是正処置又は予防処置の結果として再発したものではない。
- d. 当該検査指摘事項等に意図的な不正行為は含まれない。

(3) (1)及び(2)以外

SL I からⅢ及び(2)の場合を除く SLⅣの検査指摘事項等については、事業者はその旨を通知する。担当部門は、規制対応措置を含め通知文書の案を検討、立案し、原子力規制委員会に諮る。なお、事業者への通知文書には、事案の概要、検査指摘事項等に該当する理由を明確に記載すると共に、規制対応措置を記載する。

具体的な規制対応措置の内容については、深刻度レベル及び事業者による違反等の特定及び是正処置の適切さを考慮し、必要に応じて原子炉等規制法に基づく報告徴収命令や立入検査の実施についても検討する（以下、参照）。

**【原子炉等規制法に基づく措置命令】**

- 運転・操業等の停止命令
- 保安措置命令
- 保安規定の変更命令

**【行政指導】**

行政指導により是正措置の状況等の報告を求めることや、公開会合等による是正処置状況等の確認を行うことなどを検討する。

4. 規制対応措置後の検査による対応状況等の確認

法に基づく措置命令等を行った場合においては、原子力規制検査の追加検査、特別検査のほか、必要に応じて当該命令等に係る措置の実施状況を基本検査で確認する。

図 1-1 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素（実用発電用原子炉）

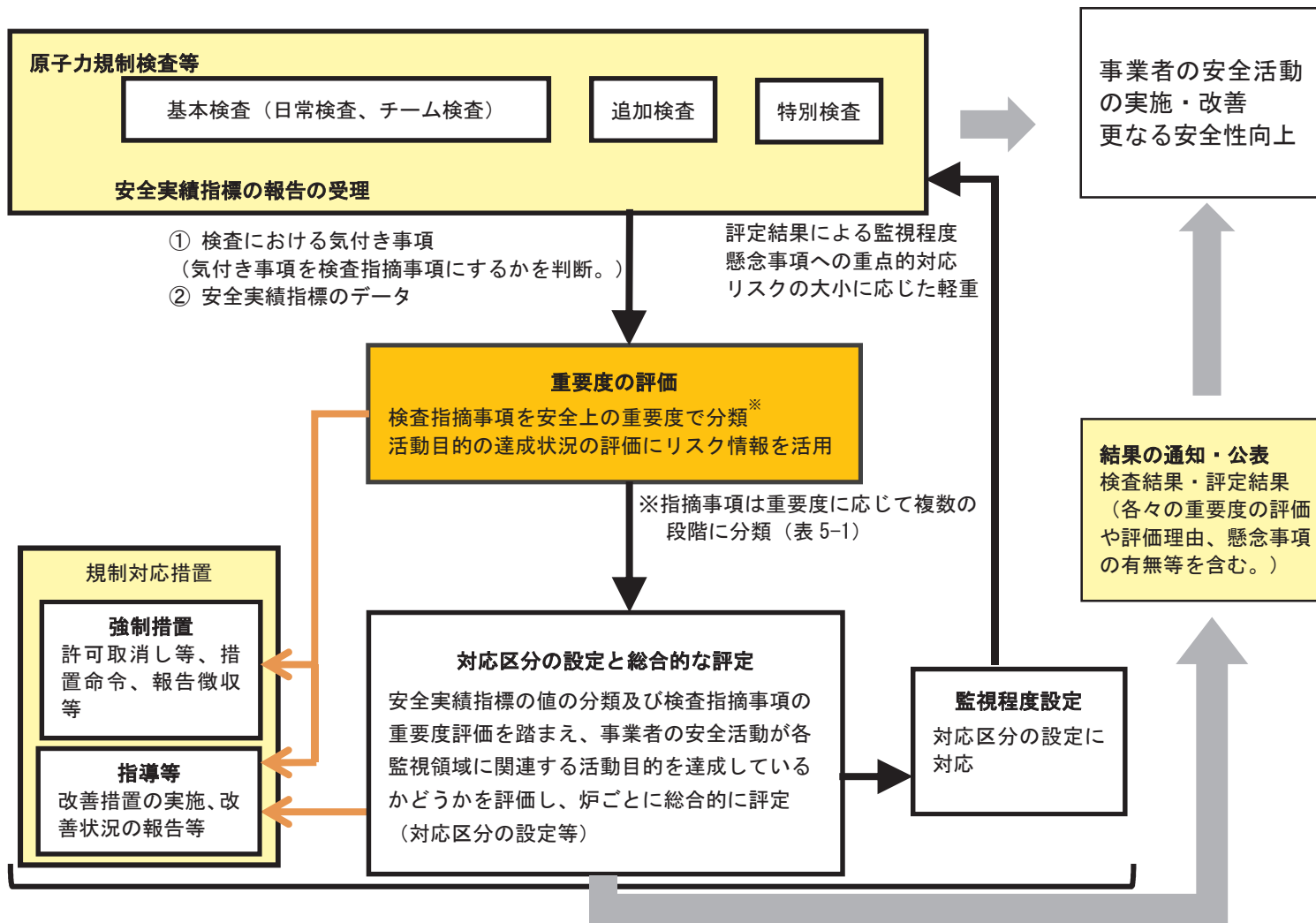




図 1-2 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素（核燃料施設等）

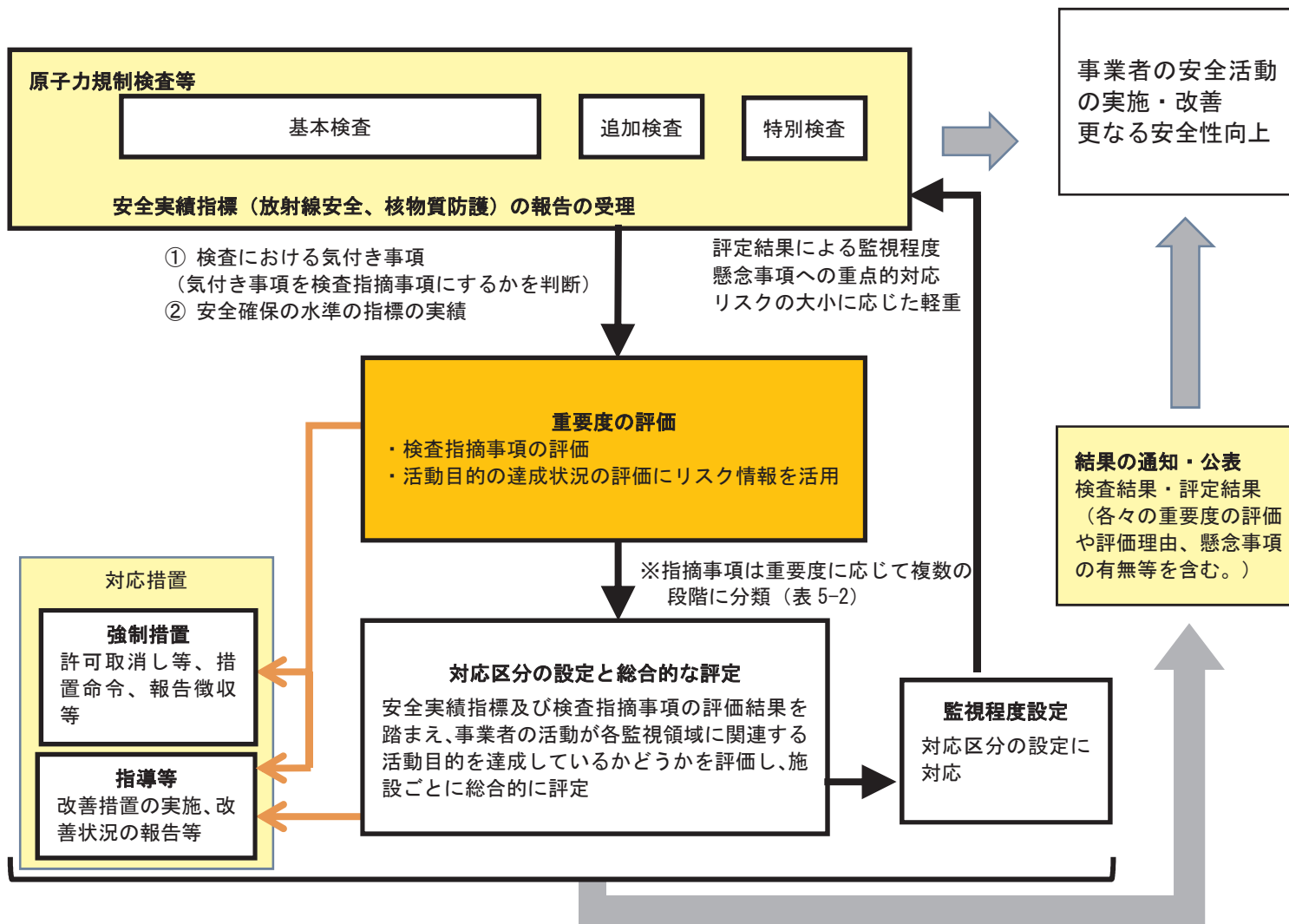


表1 規制対応措置に関する主な法条文

	許可又は指定の取消し等	施設の使用の停止等の措置の命令	是正措置等の命令	保安規定の変更の命令	核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者等の解任の命令	核物質防護規定の変更の命令	核物質防護管理者の解任の命令
製錬の事業	法第10条	—	法第11条の2第2項	法第12条第3項	—	法第12条の2第3項	法第12条の5
加工の事業	法第20条	法第21条の3第1項	法第21条の3第2項	法第22条第3項	法第22条の5	法第22条の6第2項(製錬の準用)	法第22条の7第2項(製錬の準用)
試験研究用等原子炉の設置、運転等	法第33条	法第36条第1項 法第36条の2第3項	法第36条第2項	法第37条第3項	法第43条	法第43条の2第2項(製錬の準用)	法第43条の2の2第2項(製錬の準用)
発電用原子炉の設置、運転等	法第43条の3の20	法第43条の3の23第1項	法第43条の3の23第2項	法第43条の3の24第3項	法第43条の3の26第2項(試験炉の準用)	法第43条の3の27第2項(製錬の準用)	法第43条の3の28第2項(製錬の準用)
貯蔵の事業	法第43条の16	法第43条の19第1項	法第43条の19第2項	法第43条の20第3項	法第43条の24	法第43条の25第2項(製錬の準用)	法第43条の26第2項(製錬の準用)
再処理の事業	法第46条の7	法第49条第1項	法第49条第2項	法第50条第3項	法第50条の2第2項(加工の準用)	法第50条の3第2項(製錬の準用)	法第50条の4第2項(製錬の準用)
廃棄の事業	法第51条の14	法第51条の17第1項	法第51条の17第2項	法第51条の18第3項	法第51条の22	法第51条の23第2項(製錬の準用)	法第51条の24第2項(製錬の準用)
核燃料物質の使用等	法第56条	法第56条の4第1項	法第56条の4第2項	法第57条第3項	—	法第57条の2第2項(製錬の準用)	法第57条の3第2項(製錬の準用)
核原料物質の使用	—	法第57条の7第5項(是正の命令)	—	—	—	—	—

表中のほか、法第58条第3項の原子力事業者等への廃棄の停止その他保安のために必要な措置の命令、法第59条第4項の原子力事業者等への運搬の停止その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置の命令、法第60条第2項の受託貯蔵者への貯蔵の方法の是正その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置の命令等がある。

## ○ 変更履歴

No.	変更日	施行日	変更概要	備考
0	—	2020/04/01	制定	
1			(1) (2) (3)	
2				
3				